

保育所等の利用調整等に関する規則等の見直しについて

「杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整等に関する規則（平成26年杉並区規則第88号）」について、本年10月から開始する令和5年度保育所入所募集に向けて、以下のとおり一部見直しを行いましたので、ご報告します。

1 見直しの概要

- (1) 兄弟姉妹が在籍する園への入所・転園申込み等への優先的な対応（4月入所に適用）
より多くの兄弟姉妹が同じ園に入所できるよう優先的な利用調整を行う。なお、当該園を希望する兄弟姉妹のいる児童の数が、空き数よりも多い場合は別途利用調整を行う。
- (2) 調整指数の変更（通年の申込みにも適用）
5月から2月の入所申込みにおいても、より多くの兄弟姉妹が同じ園に入所できるよう、兄弟姉妹に係る調整指数の一部を1点ずつ加点等するほか、同一指数の場合の優先順位についても対象を拡大する。（下記、「◆参考」のとおり。）

2 見直しの理由

5年連続で待機児童ゼロを達成し、認可保育所等入所決定率が初めて9割を超えた。一方で認可保育所等に入所できたものの兄弟姉妹が別々の園への入所となった世帯もあり、送迎の負担が大きい等の理由から、同園に入所できるよう配慮を望む旨の要望が多く寄せられた。

これらの状況をふまえ、より多くの兄弟姉妹が同じ園に入所できるよう見直しを行うこととした。

3 見直しによる効果

上記の見直しによって、同じ園への入園を希望する兄弟姉妹について入所に必要な空き枠が確保できない場合を除き、同じ園への入園が可能となる。

4 その他

10月1日から配布する「令和5年度 保育施設利用のご案内」及び区公式ホームページに掲載し周知する。

◆ 参考

ア 調整指数の変更

事由	変更内容
兄弟姉妹等	○入所を申込み児童の兄弟姉妹が同時に入所を申込み場合の加点を1点から2点に変更。また、兄弟姉妹が同時に同じ保育所等に利用を申込み場合においても適用する。 ○兄弟姉妹が利用している保育所等を第1希望とした入所申込みの場合の加点を2点から3点に変更。 ○兄弟姉妹が利用している保育所等を第1希望とした転園申込みの場合の加点を2点から3点に変更。

イ 同一指数の場合の優先順位

項番	旧	新
3	・入所申込み児童 ・兄弟姉妹が利用する保育所を第1希望とした転園の申込み児童	・入所申込み児童 ・兄弟姉妹が利用する保育所を第1希望とした転園の申込み児童 ・ <u>兄弟姉妹が同時に同じ保育所を希望した場合の転園の申込み児童</u>